

# 介護職員等処遇改善関連加算について

## 介護職員等処遇改善加算

- ・令和7年度の処遇改善加算取得のための計画書は、4月15日が提出締切となっています。  
(令和6年度から引き続き算定する場合でも計画書の提出が必要です)
- ・令和7年度の処遇改善加算関連様式については、本市HP(ページ番号No.1011460)に掲載を行っています。

### ○令和7年度における変更点

- ・経過措置の終了により、加算区分Vが廃止となります。
- ・キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)、II (研修の実施等)及びIII (昇給の仕組みの整備等)は、令和8年3月末までに整備を行うことを誓約した場合は、要件を満たしたものとして取り扱うこととされました。
- ・「職場環境等要件」は、令和8年3月末までに整備を行うことを誓約した場合は、要件を満たしたものとして取り扱うこととされました。

### ○スケジュール感

	2月	3月	4月	5月
R7 処遇改善等加算	● 様式の提示等	---	→ 計画書の作成・提出(4/15〆)	● 4月分請求(5/10〆)